

## 議案第 15 号

### 令和 3 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の 処分及び令和 3 年度鳥取県営企業決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分について次のとおり本議会の議決を求め、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度鳥取県営企業決算を別冊により本議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 16 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和 3 年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金 626,704,323 円のうち、81,150,707 円を一般会計へ繰り出し、545,553,616 円を繰り越すものとする。